

既連系発電設備における周波数低下リレー（UFR）の整定値変更のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、2019年4月26日に電力広域的運営推進機関が開催する「電力レジリエンス等に関する小委員会」において、大規模電源脱落等による周波数低下時に、発電設備の一斉解列が発生し、電力系統全体の周波数維持に大きな影響を及ぼすことを避けるため、太陽光・風力だけでなく電力系統に連系するすべての発電設備について周波数低下リレーの標準整定値（検出レベル及び検出時限）が統一されました。

このため、発電事業者の皆さまにおかれましては、保有される発電設備の定期点検等の機会に、周波数低下リレーの整定値についてご確認いただき、下表に基づき整定値変更いただくよう、ご協力をお願いいたします。

敬具

記

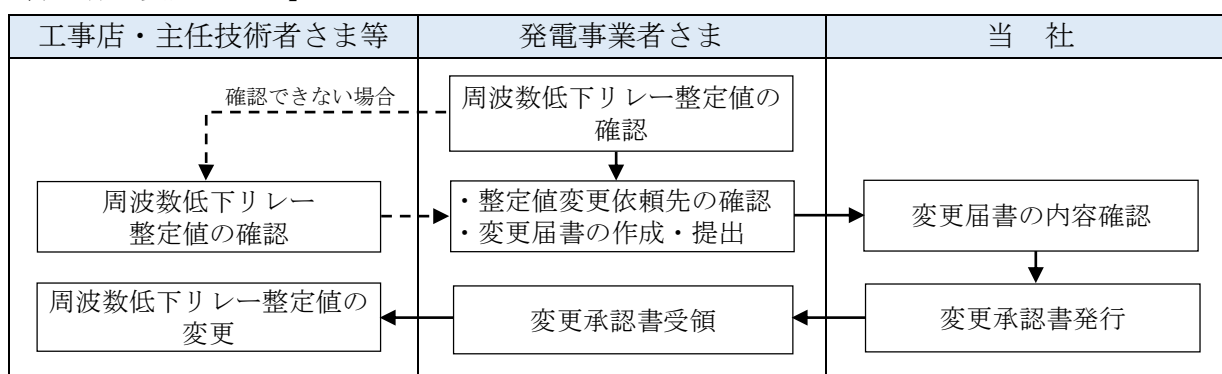
1. 周波数低下リレーの標準整定値

	検出レベル	検出時限 (自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値とする)
特別高圧	57.0 Hz	高低圧に準じて2秒以上
高 圧	FRT要件適用 57.0 Hz FRT要件非適用 58.2 Hz	系統連系規程の整定範囲最大の2秒
低 圧	高圧と同じ	系統連系規程の整定範囲最大の2秒

2. 整定値変更に関するお手続きの流れ（低圧および高圧連系の事業者さま）

周波数低下リレーの整定値は、当社と締結している「発電設備の電力系統連系に係る覚書」内に記載されておりますので、変更の際は、「[発電設備の電力系統連系に係る覚書に関する変更届書](#)」を当社へご提出くださいますようお願いいたします。なお、特別高圧連系の事業者さまにつきましては、個別協議にて対応いたします。

【覚書内容の変更フロー】



注： 覚書を締結していないJET認証品で低圧連系の事業者さまは、竣工報告時にご提出いただいている「[パワーコンディショナ保護継電器整定報告票](#)」をご提出いただきます。

【お問い合わせ先】

●徳島県

徳島支社 0120-410-105

●愛媛県

松山支社 0120-410-503

●高知県

高知支社 0120-410-286

●香川県

高松支社 0120-410-805

※ 電話受付時間/月～金 8:40～17:20 [祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]

以 上